

## 家計急変を理由とした藤井育英会入学支援金を申請される方へ

家計急変を理由とした申請(家計急変申告書)をされる方は、提出書類について本用紙をよく読み、申請してください。

### 1 対象

保護者等全員の令和7年度の「市民税の課税標準額×6%－調整控除額×3/4」が合計174,300円以上であるが、失業(解雇,倒産)などにより収入が著しく減少し、令和7年の年収見込額から算出した市町村民税所得割額が、保護者等全員非課税相当である方

### 2 追加提出書類(家計急変)

提出書類	内 容
①収入見込額算出表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入のある保護者等ごとに作成してください。</li> <li>※令和7年度課税証明書において、市民税所得割額が0円の保護者等については作成不要です。</li> </ul>
②令和7年度納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の全員分を提出してください。</li> <li>・笠岡市の場合「令和7年度納税証明書(市民税・県民税)」という名称です。笠岡市役所税務課窓口で取得できます。</li> <li>・扶養親族の氏名を記載すること。</li> <li>・「市民税・県民税住民税・森林環境税納税通知書兼農夫通知書」及び「住民税特別徴収税額決定通知書」のコピーは不可。</li> <li>・マイナンバーが記載されたものは不可。</li> </ul>
③家計急変事由のわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社勤務の方：休職証明書等</li> <li>・個人事業主の方：廃業届等</li> <li>・失業された方：離職票,雇用保険受給資格者証,解雇通告書等</li> <li>・その他共通：破産宣言通知書,医師による診断書,罹災証明書等</li> </ul>
④収入状況のわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社勤務の方：会社作成の給与支払見込証明書(任意様式)等(提出が困難な場合は給与明細等)</li> <li>・個人事業主の方：税理士,公認会計士又は商工会作成の年収見込証明書(任意様式)等(提出が困難な場合は帳簿等)</li> <li>・失業された方：給与明細等</li> </ul> <p>※見込証明書は令和7年1月～12月分を記載</p> <p>※給与明細,帳簿は令和7年1月から申請月まで</p>

その他、審査のため追加で書類を提出していただく場合があります。

- 収入見込額算出表の書き方,提出書類についての不明点がありましたら、笠岡市教育委員会生涯学習課(69-2153)までお問い合わせください。

# 収入見込額算出表

令和 年 月 日

育英会理事長 様

学校名	学校
申請者氏名	
保護者等氏名	

※本用紙は、収入のある保護者等ごとに1枚作成してください。

令和7年の年収見込額から算出した市町村民税所得割額が非課税相当となる見込であるため、次のとおり申告します。

## 1 令和7年の総所得金額等

給与所得	<p>(給与収入)控除前の「総支給額」を記入してください。 ※交通費が含まれている場合は、その分を引くこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>(R7)1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td> </tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> </table> <p>これからの月については見込額を記入してください。 (不明な場合、最新の月と同じ金額を記入) →1月～12月 給与収入合計額 ( ) 円</p>	(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月	円	円	円	円	円	円	7月	8月	9月	10月	11月	12月	円	円	円	円	円	円	<p>(給与収入合計額を次頁の表1に当てはめて算出)</p> <p>給与所得金額 合計額 ア ( ) 円</p>
(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月																					
円	円	円	円	円	円																					
7月	8月	9月	10月	11月	12月																					
円	円	円	円	円	円																					
事業所得	<p>売上ー必要経費の金額を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>(R7)1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td> </tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> </table> <p>これからの月については見込額を記入してください。 (不明な場合、最新の月と同じ金額を記入)</p>	(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月	円	円	円	円	円	円	7月	8月	9月	10月	11月	12月	円	円	円	円	円	円	<p>事業所得 合計額 イ ( ) 円</p>
(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月																					
円	円	円	円	円	円																					
7月	8月	9月	10月	11月	12月																					
円	円	円	円	円	円																					
年金等その他の所得	<p>公的年金等収入(年額) ( ) →(次頁表2に当てはめて算出)公的年金等雑所得 ( )円 その他の所得【 】:年( )円 ※複数ある場合は合算してください。配当所得、譲渡所得など</p>	<p>年金等その他の所得 合計額 ウ ( ) 円</p>																								
(合計)令和7年の総所得金額等		<p>ア+イ+ウ= エ ( ) 円</p>																								

(次頁へ)

2 所得割額非課税相当となる上限所得

同一生計配偶者 扶養親族 $35 \text{万円} \times \{ (\quad) \text{人} + (\quad) \text{人} + 1 \} + 10 \text{万} + 32 \text{万円} =$		オ ( $\quad$ 万) 円 ※ただし、扶養親族がない場合は45万円
同一生計配偶者氏名	( $\quad$ )	
扶養親族氏名	( $\quad$ )	

3 判定結果

エ - オ	カ ( $\quad$ ) 円 $\leq$ 0
-------	--------------------------

※審査・点検の上、カ $\leq$ 0の場合支給対象となります。

※障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方は、合計所得金額(損失の繰越控除前の(エ))が135万円以下の場合も支給対象となります。該当の方は下にチェックと記入をしてください。

私は、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親であり、令和7年の合計所得金額は(エ) (  $\quad$  ) 円です。

【表1】給与所得金額の計算方法

給与の収入金額	給与所得額	給与の収入金額	給与所得額
551,000円未満	0円	1,628,000円以上 1,800,000円未満	計算基準額 $\times$ 60% +100,000円
551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 -550,000円	1,800,000円以上 3,600,000円未満	計算基準額 $\times$ 70% -80,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	3,600,000円以上 6,600,000円未満	計算基準額 $\times$ 80% -440,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額 $\times$ 90% -1,100,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	8,500,000円以上	収入金額 -1,950,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円		

計算基準額の求め方：1) 収入金額+4,000円= $\square$  - 余り  
2)  $\square \times 4,000$ 円 = 計算基準額

【表2】公的年金等雑所得金額の計算方法

【65歳未満】

公的年金等の 収入額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
130万円以上 410万円未満	収入金額 $\times$ 75%- 27.5万円	収入金額 $\times$ 75%- 17.5万円	収入金額 $\times$ 75%- 17.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額 $\times$ 85%- 68.5万円	収入金額 $\times$ 85%- 58.5万円	収入金額 $\times$ 85%- 48.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額 $\times$ 95%- 145.5万円	収入金額 $\times$ 95%- 135.5万円	収入金額 $\times$ 95%- 125.5万円
1,000万円以上	収入金額-195.5万円	収入金額-185.5万円	収入金額-175.5万円

(次頁へ)

【65歳以上】

公的年金等の収入額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－ 27.5万円	収入金額×75%－ 17.5万円	収入金額×75%－ 7.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－ 68.5万円	収入金額×85%－ 58.5万円	収入金額×85%－ 48.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－ 145.5万円	収入金額×95%－ 135.5万円	収入金額×95%－ 125.5万円
1,000万円以上	収入金額－195.5万円	収入金額－185.5万円	収入金額－175.5万円

・給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除額(上限10万円)＝給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等の雑所得の金額(上限10万円)－10万円

※該当者の総所得金額等は、ア＋イ＋ウ－所得金額調整控除額＝エ( )円となります。

**記入例**

収入見込額算出表

藤井 育英会理事長 様

提出日を記載

令和8年1月9日

学校名	笠岡市立笠岡〇中学校
申請者氏名	笠岡 三郎
保護者等氏名	笠岡 太郎 笠岡 一郎

※本用紙は、収入のある保護者等ごとに1枚作成してください。

令和7年の年収見込額から算出した市町村民税所得割額が非課税相当となる見込であるため、次のとおり申告します。

1 令和7年の総所得金額等

給与所得	(給与収入)控除前の「総支給額」を記入してください。 ※交通費が含まれている場合は、その分を引くこと。						(給与収入合計額を次頁の表1に当てはめて算出)  給与所得金額 合計額 ア ( 450,000 ) 円
	(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	200,000 円	200,000 円	100,000 円				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
			150,000 円	150,000 円	200,000 円		
	これからの月については見込額を記入してください。 (不明な場合、最新の月と同じ金額を記入) →1月~12月 給与収入合計額 ( 1,000,000 ) 円						
事業所得	売上ー必要経費の金額を記入してください。						事業所得 合計額 イ ( 0 ) 円
	(R7)1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	これからの月については見込額を記入してください。						

	(不明な場合, 最新の月と同じ金額を記入)	
年金等その他の所得	公的年金等収入(年額) ( ) →(次頁表2に当てはめて算出)公的年金等雑所得 ( )円 その他の所得【 <b>配当所得</b> 】: 年( <b>500,000</b> )円 ※複数ある場合は合算してください。配当所得, 譲渡所得など	年金等その他の所得合計額 ウ ( <b>500,000</b> ) 円
(合計)令和7年の総所得金額等		ア+イ+ウ= ( <b>850,000</b> ) 円

同一生計配偶者の母, 父, 子2人の場合の記入例です。扶養親族には, 16歳未満の方も含まれます。

2 所得割額非課税相当となる上限所得

同一生計配偶者 扶養親族 $35万円 \times \{(1)人 + (2)人 + 1\} + 10万 + 32万円 =$	オ ( <b>182</b> 万) 円 ※ただし, 扶養親族がない場合は45万円				
<table border="1"> <tr> <td>同一生計配偶者氏名</td> <td>( <b>笠岡 花子</b> )</td> </tr> <tr> <td>扶養親族氏名</td> <td>( <b>笠岡 三郎 笠岡 四郎</b> )</td> </tr> </table>	同一生計配偶者氏名	( <b>笠岡 花子</b> )	扶養親族氏名	( <b>笠岡 三郎 笠岡 四郎</b> )	
同一生計配偶者氏名	( <b>笠岡 花子</b> )				
扶養親族氏名	( <b>笠岡 三郎 笠岡 四郎</b> )				

3 判定結果

エ - オ	カ ( <b>-870,000</b> ) 円 ≤ 0
-------	-----------------------------

※審査・点検の上, カ ≤ 0 の場合支給対象となります。

※障害者, 未成年者, 寡婦, ひとり親の方は, 合計所得金額(損失の繰越控除前の(エ))が135万円以下の場合も支給対象となります。該当の方は下にチェックと記入をしてください。

私は, 障害者, 未成年者, 寡婦, ひとり親であり, 令和7年の合計所得金額は(エ) ( ) 円です。

該当する場合はチェックをし, 合計所得金額を記入してください。

【表1】給与所得金額の計算方法

給与の収入金額	給与所得額	給与の収入金額	給与所得額
551,000 円未満	0 円	1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	計算基準額×60% +100,000 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	収入金額 -550,000 円	1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	計算基準額×70% -80,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円	3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	計算基準額×80% -440,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円	6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	収入金額×90% -1,100,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円	8,500,000 円以上	収入金額 -1,950,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円		

計算基準額の求め方：1) 収入金額+4,000 円=商-余り  
2) 商×4,000 円=計算基準額

【表2】公的年金等雑所得金額の計算方法

【65歳未満】

公的年金等の 収入額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円未満	収入金額-60 万円	収入金額-50 万円	収入金額-40 万円
130 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%- 27.5 万円	収入金額×75%- 17.5 万円	収入金額×75%- 17.5 万円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%- 68.5 万円	収入金額×85%- 58.5 万円	収入金額×85%- 48.5 万円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%- 145.5 万円	収入金額×95%- 135.5 万円	収入金額×95%- 125.5 万円
1,000 万円以上	収入金額-195.5 万円	収入金額-185.5 万円	収入金額-175.5 万円

(次頁へ)

【65歳以上】

公的年金等の収入額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円未満	収入金額-110 万円	収入金額-100 万円	収入金額-90 万円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%- 27.5 万円	収入金額×75%- 17.5 万円	収入金額×75%- 7.5 万円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%- 68.5 万円	収入金額×85%- 58.5 万円	収入金額×85%- 48.5 万円

770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×95%－ 145.5 万
1,000 万円以上	収入金額－195.5 万

給与所得控除後の給与等と公的年金等の雑所得の両方がある方(合計 10 万円超え)は、エの金額はこちらを使用してください。

・給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が 10 万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除額(上限 10 万円)＝給与所得控除後の給与等の金額(上限 10 万円)＋公的年金等の雑所得の金額(上限 10 万円)－10 万円

※該当者の総所得金額等は、ア+イ+ウ－所得金額調整控除額＝エ( )円となります。